

平成29年2月15日

過料事件の通知について

福島県河沼郡会津坂下町
政策財務課 政策企画班

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第29条の規定による事業報告書等の期限内提出がなかったことから、法第80条第5号に規定する過料事件を管轄の地方裁判所へ通知しましたのでお知らせします。

法人の名称	特定非営利活動法人 地域再生支援機構
主たる事務所の所在地	福島県河沼郡会津坂下町字稻荷塚2302番地1
通知した日	平成29年2月15日
通知した理由	法第29条の規定による事業報告書等の期限内提出がなかったため